

通所介護及び介護予防通所介護 日常生活支援総合事業通所介護 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の事業（以下「本事業」といいます）は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 本事業は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する本事業のサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 本事業のサービスの提供に当たっては、通所介護計画又は予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 本事業のサービスの提供に当たる従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 本事業のサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 本事業のサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業書の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター ほのぼの
- (2) 所在地 青森県上北郡六戸町小松ヶ丘四丁目77番787

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成及びの説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、生活相談その他、通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成及びの説明を行う。

(3) 看護師 2名以上

看護職員は、利用者の健康管理業務等を行う。

(4) 介護職員 5名以上

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。

但し、12月31日～1月2日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、25名とする。

(通所介護及び介護予防通所介護・総合事業通所介護の内容)

第7条 この事業所の行う本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活相談・介護相談

(2) 機能訓練

(3) 健康状態の確認

(4) レクリエーション・アクティビティレク

(5) 入浴サービス

(6) 給食サービス

(7) 介護サービス

(8) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第8条 本事業のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

2 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食費 600円／食
- (2) おやつ嗜好品 100円／食
- (3) おむつ代 実費
- (4) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる次の費用
 - 1) 例：歯ブラシ等 実費
 - 2) 教養娯楽費 50円／日（利用者の希望する行事やレクの材料費となります）

3 前項の費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、六戸町、おいらせ町、東北町、三沢市、十和田市 の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所において感染症や食中毒（以下感染症等）が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症等の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症等の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症等の予防及び、蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。以下の事由に該当し、利用者に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると認められる時は契約を解除する場合がある。

- (1) 事業所内では飲酒しないこと。
- (2) 敷地内全面禁煙。
- (3) 従業員の指示に従うこと。

- (4) 職員に対する金品等の心づけはお断りしています。
- (5) ペットなどは放し飼いにしないようにお願いします。
- (6) 暴力・暴言・あらゆるハラスメント行為は禁止致します。
- (7) 介護保険上に定められたサービスのみ提供いたします。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業者は、現に本事業のサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行うや緊急搬送等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 事業者は、現に本事業のサービスの提供を行っているときに利用者に事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者などに連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものである。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画）というのを策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は定期的に、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第16条 指定通所介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は質問や照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第17条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（地域との連携など）

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流に努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 本事業に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後6か月以内

（2）継続研修 施設内研修月1回 施設外研修年1回

（3）通所介護従業者（無資格者）に対し、認知症介護に係る基礎的研修

2 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人希望と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。